



発行 東京都

目次

規則

告示

○健康増進法施行細則の一部を改正する規則…(福祉保健局保健政策部健康推進課)…

○土地区画整理組合の解散認可…(都市整備局市街地整備部区画整理課)…

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除…(環境局環境改善部化学物質対策課)…

○公有水面埋立ての免許…(港湾局離島港湾部管理課)…

公告

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請…(生活文化局都民生活部地域活動推進課)…

規則

健康増進法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年五月十二日

東京都知事 舩添 要一

●東京都規則第三百三十六号

健康増進法施行細則の一部を改正する規則

健康増進法施行細則(平成十五年東京都規則第五百十三号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「、第三十二条第三項及び第三十二条の三第三項」を「及び第三十二

条第三項」に改め、「、販売に供する食品であつて栄養表示がされたもの(特別用途食品及び法第二十九条第一項の承認を受けた食品を除く。)」を削り、「法第二十九条第一項の承認を受けた食品及び販売に供する食品であつて栄養表示がされたもの」を「及び法第二十九条第一項の承認を受けた食品」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

●東京都告示第八百五十二号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第四十五条第二項の規定に基づき平成二十七年五月十二日付けで国立市下新田土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第五項の規定により告示する。

平成二十七年五月十二日

東京都知事 舩添 要一

●東京都告示第八百五十三号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十四年東京都告示第百十号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年五月十二日

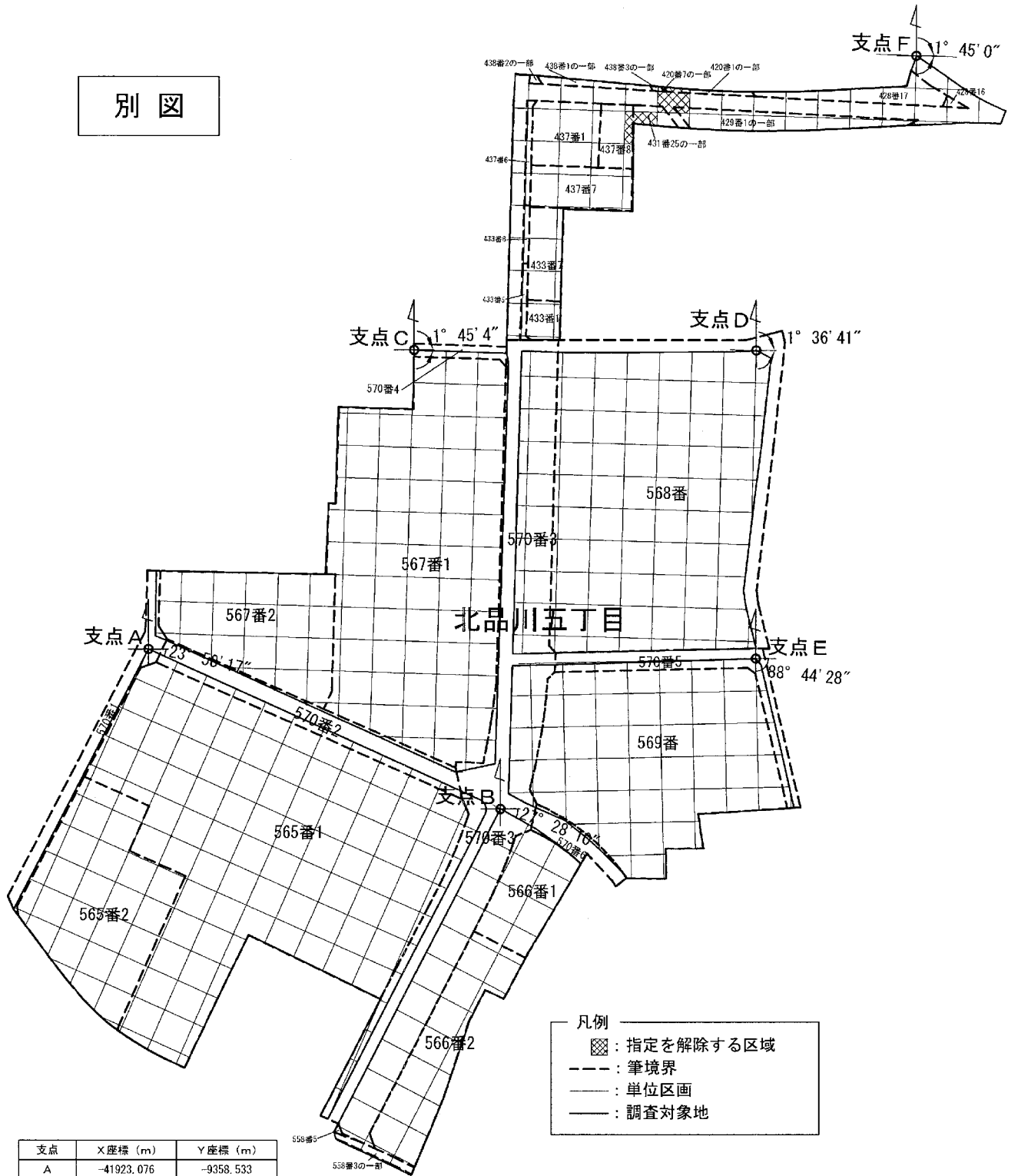
東京都知事 舩添 要一

一 指定を解除する区域 別図のとおり(品川区北品川五丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



支点	X座標 (m)	Y座標 (m)
A	-41923.076	-9358.533
B	-41972.500	-9249.172
C	-41830.506	-9275.968
D	-41830.570	-9169.710
E	-41925.918	-9269.859
F	-41739.907	-9119.960

※支点座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

凡例

- : 指定を解除する区域
- : 筆境界
- : 単位区画
- : 調査対象地

《各調査対象地に関する格子の回転角度》

- 調査対象地A : 23度58分17秒
- 調査対象地B : 27度28分10秒
- 調査対象地C : 1度45分4秒
- 調査対象地D : 1度36分41秒
- 調査対象地E : 88度44分23秒
- 調査対象地F : 1度45分0秒

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第八百五十四号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定に基づき、公有水面の埋立てを免許したので、同法第十一条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年五月十二日

神湊港港湾管理者 東京都

代表者 東京都知事 舛 添 要 一

一 免許年月日

平成二十七年四月二十七日

二 埋立ての免許を受けた者

名称 東京都

所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号

代表者氏名 東京都知事 舛 添 要 一

代表者住所 世田谷区代田三丁目四十八番一号

三 埋立区域

(一) 位置

八丈町三根地先神湊港港湾区域内公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び⑧の地点と①の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 基準点(北緯三三度〇七分二一秒五四二〇、

東経一三九度四八分五七秒一六九一)から

七一度〇一分一五秒三四九・四二メートル

の地点

②の地点 ①の地点から六四度三三分三八秒九九・九

八メートルの地点

③の地点 ②の地点から一五四度三三分三八秒七一・

〇〇メートルの地点

④の地点 ③の地点から二四四度三七分五三秒二五・

八一メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から一五六度五七分〇九秒二・〇

〇メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から二四四度三三分三八秒五四・

一七メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から一五五度〇一分三九秒二・二

〇メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から二四四度三六分〇八秒一九・

八四メートルの地点

(三) 面積

七、二八八・八三平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

八丈町三根地先神湊港港湾区域内公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び⑫の地点と①の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 基準点(北緯三三度〇七分二一秒五四二〇、

東経一三九度四八分五七秒一六九一)から

五九度二〇分三一秒三一・五三メートル

の地点

②の地点 ①の地点から六四度三四分一四秒一九〇・

二七メートルの地点

③の地点 ②の地点から一五四度三三分三八秒一三七

・二四メートルの地点

④の地点 ③の地点から二四四度三七分五三秒五四・

三二メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から一五四度三三分三八秒一・五

〇メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から二四四度三七分五三秒二五・

八一メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から一五六度五七分〇九秒二・〇

〇メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から二四四度三三分三八秒五四・

一七メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から一五五度〇一分三九秒二・二

〇メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から二四四度三六分〇八秒一九・

八四メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から三三四度三〇分五七秒七五・

八二メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から二四四度二三分〇一秒三五・

九七メートルの地点

(三) 面積

二三、九一三・三五平方メートル

五 埋立地の用途

ふ頭用地

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法

第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に
関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条
において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり
公告する。

平成二十七年五月十二日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十七年三月三十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人子どものいのちを守る会

三 代表者の氏名

村井 實

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区矢来町百二十三番地 矢来ビル三階

五 定款に記載された目的

この会は、子どもたちの生まれ育つ全ての環境が悪化
している現実を直視し、次世代を担う子どもたちが健や
かに育つために必要な家庭、環境教育に関する活動及び
食べ物、飲み物をより安全なものにするために必要な活
動を行い、健全な社会の維持、発展に資することを目的
とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年三月三十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人国境なき子どもたち

三 代表者の氏名

寺田 朗子

四 主たる事務所の所在地
東京都新宿区下落合四丁目三番二十二号

五 定款に記載された目的

本会は、教育的かつ人道的な活動を行なう国際的な団
体であり、世界の子どもたちがお互いに友情と理解の促
進をはかり、また恵まれない子どもたちの生活環境の改
善を目指す活動を促進することを目的とする。(以上原
文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年三月三十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人メドウサン・デュ・モンド ジャ
ボン

三 代表者の氏名

AUSTIN GAIL MARIE CHRIST
OPHE(オスタン ガエル マリー クリストフ)

四 主たる事務所の所在地

東京都港区東麻布二丁目六番十号

五 定款に記載された目的

本団体は、自然災害、集団惨禍、及び交戦状態の結果、
危機又は社会からの排除に直面する世界中の弱者を支援
し、より一般的には、肉体的又は精神的苦痛に直面する
世界及び日本の人々の救援を行うことを目的とする。
(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年三月三十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人中小企業IT化・QOL支援協会

三 代表者の氏名

山田 朝一

四 主たる事務所の所在地

東京都杉並区下井草二丁目十一番十六号

五 定款に記載された目的

1 この法人は、情報技術の教育及び訓練を必要とする
不特定多数の者に対して、情報技術に関する知識と技
能の向上という観点からの教育及び研修を実施すると
共に、適切な情報技術に関する情報をより多くの市民
に提供することにより、社会全体の情報格差を是正し
公正な社会の実現に寄与することを目的とする。

2 この法人は、医療、介護、後見、贈与、相続等に関
する情報を必要とする不特定多数の者に対して、より
豊かな生活を送るための、知識の向上という観点から
の教育及び研修を実施すると共に、適切な医療、介護、
後見、贈与、相続等に関する情報をより多くの市民に
提供することにより、社会全体の格差を是正し公正な
社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文
のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年四月一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本消化器がん検診精度管理評価
機構

三 代表者の氏名

寺田 朗子

(以上原文のまま掲載)

馬場 保昌

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区一ツ橋一丁目二番二号 公益財団法人
東京都保健医療公社内

五 定款に記載された目的

この法人は、消化器がん検診における検診精度の管理を、全国的に標準化・統一化する為に、検診に従事する医師・放射線技師および検診実施機関・精密検査実施機関に対して、教育研修事業・検診技術検定評価事業を実施し、より精度の高く安定化した消化器がん検診の普及を実現し、ひいては消化器がんによる死亡数の減少に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年四月二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人コミュニティケア・ライフ

三 代表者の氏名

富澤 文絵

四 主たる事務所の所在地

東京都中野区大和町一丁目三番一号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象とし、病気などにより、日常生活を送る上で何らかの支援を必要としている人々に対し、疾病の予防、健康管理、終末期にある方のケアなどに関する専門的知識・技術を提供する。医療・介護・福祉機関などと連携をはかり、安心して暮らし続けられる地域社会作りに寄与することを目的とする。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区小石川二丁目三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 112-0002